

類似したものに「浄水器」があるが、浄水器にはきちんとした規格がある。たとえば、有限責任中間法人「浄水器協会」の「[浄水器の規格について](#)」のページを参照。浄水器とは、水道水中に含まれる残留塩素やトリハロメタン等の物質を除去または減少させる機器のことである。

しかし、「活水器」には明確な規格がなく、「浄水器」と混同してはいけない。磁石などを利用しているが、基本的に原理不明な方法により水を活性化するとされている。

『[「水は変わる」のお茶大提訴問題](#)』に登場する吉岡英介氏も「[磁気活水器マグロープ](#)」を販売している。

トリハロメタンの除去確認されず

2008年8月20日、国民生活センターは「磁気活水器」6機種について謳われていた「トリハロメタンや塩素の除去」という機能が認められなかったと発表した。ここでいう「磁気活水器」とは、蛇口や水道管を外側から挟み、フィルターなどの機構を有さず、「活水」機能を謳っている水道用器具のことを指す。

テストされた機種はインターネット等で、水道管や蛇口に取り付けるだけで水道水中のトリハロメタンや塩素を除去すると宣伝されていた。しかし、テストの結果、全6機種（蛇口取付型（3銘柄）と元管型（水道管に直に取り付けるタイプ：3銘柄））で除去効果は確認されなかった。

このため、同センターは消費者へ注意を呼び掛け、業界には早急に誤解を招く広告や表示を取りやめるよう要望するとともに、公正取引委員会などに排除命令などの措置を取るよう要望した。

詳細は国民生活センターの「[「磁気活水器」のトリハロメタン等の除去効果](#)」のページを参照してください。